

中河小学校インターネット利用及び情報管理に関する校内規定

平成21年4月1日施行
平成23年4月1日一部改定

【本規定のねらい】

1 この規定は本校におけるインターネットの利用及び情報管理に関し必要な項目を定める。本校はインターネットの利用及びパソコン等での情報作成・管理に際し、以下に定める規定に基づき、運用する。

【インターネット利用の基本】

2 本校においてインターネットの利用及び情報の管理に当たっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の解決に努める。

【インターネットの主な利用形態】

3 インターネットの主な利用形態は、次の各項に定める。

(1) 情報の発信

学校の概要、学校行事、学年での学習や活動の様子等を学校のホームページで発信する。

(2) 情報の受信

学校のホームページに対する意見等を一般から受信する。

(3) 教材作成

インターネットを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材資料や発表資料に活用する。

(4) 情報モラル学習

ホームページ、電子メールを利用して、情報モラルの学習をする。

【個人情報の発信とその範囲】

4 学校ホームページやメールで児童の個人情報は発信しない。

どうしても必要なときには、本人と保護者の許諾と校長の許可を得て発信しなければならない。

また、ホームページ掲載の同意を得られない児童については、掲載しないものとする。

5 インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定める。

(1) 氏名…原則として使わない。必要な場合は、「男子A」などのアルファベットを使う。

(メールなど必要なときには、4に記載した通りである。)

(2) 意見・主張等…児童の意見、考え、主張等については、教育上効果が認められる場合において教師の指導のもと発信することができる。

(メールなどで個人名を出さなければならないときには、4に記載した通りである。)

(3) 写真…児童の写真を使う場合は、個人が特定できないよう配慮する。

(メールなどで個人がわかる写真が必要なときには、4に記載した通りである。)

【教師による指導の徹底】

6 インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの育成を図る。

7 ホームページや電子メールで児童が作ったデータや情報を発信する場合は、必ず教師の確認を経て外部に発信するようにする。

【セキュリティ】

8 インターネットの利用及び情報管理に当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについて以下のことを徹底する。

(1) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

教育上有害な情報にアクセスできないセキュリティソフトの導入を図る。

(2) 職員室関係の校内LANのパソコンについては、ファイヤーウォールで外部からの違法な侵入を防ぐ。

(3) 個人情報を含むデータは職員室の校務サーバーに置くか、外部情報媒体に保存して、外部に出ないように厳重に管理する。

(4) ウィルス（コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム）の被害を予防するために、電子メール等のチェックには十分配慮する。

【情報管理】

9 本校のホームページに掲載された情報について、学校長は責任を負う。

【リンク】

10 本校のホームページに対する他からのリンクにおいて、県・市の公共団体によるものは原則としてリンクは自由である。それ以外からのリンクは、自由としない。リンクの申し込みがあったときには、校長が判断する。また、リンクフリーではないこと、本校のホームページの著作権については明示する。

11 本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、リンク先の許可を得て設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

【インターネット利用及び情報管理に関する規定の見直し】

12 学校教育におけるインターネット利用及び情報管理の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行う。